

深草瑞光寺所蔵『宗祖一代本尊鑑』（二）

——『聖人御系図御書』を中心に——

桑 名 法 晃

一、はじめに

本稿は、『身延山大学仏教学部紀要』第二十一号に掲載した「深草瑞光寺所蔵『宗祖一代本尊鑑』（一）——遠沾院日亨『御本尊鑑』との関連を中心に¹⁾」の続編である。草山元政（一六二三～一六六八）が開いた京都深草瑞光寺に現在伝わる『宗祖一代本尊鑑』（以下、瑞光寺本と記す）は、身延山久遠寺所蔵・遠沾院日亨『御本尊鑑』の成立について、また先行研究において種々の問題点が指摘されてきた『御本尊鑑』と堀之内妙法寺所蔵『宗祖本尊録』（以下、本と記す）両者の関係について知ることのできる貴重な史料である。前稿では、本史料の書誌と伝来、並びに『御本尊鑑』との関連を中心に、収録される三十四幅の大曼荼羅について考察を行った。

本稿では、広本と同様に瑞光寺本にも収録される中山法華経寺の霊宝目録および身延山伝来の古記録等のうち、特に新出史料といえる『聖人御系図御書』について史料紹介を行うとともに若干の考察を試みたい。

二、瑞光寺本の構成

まず、瑞光寺本の内容構成について改めて確認を行いたい。その構成について記すと次の通りである。

- ① 四天王 (一丁裏)
- ② 大曼荼羅三十二幅 (二丁表～十七丁裏)
- ③ 正中山法花経寺御靈宝目錄 (十八丁)
- ④ 大曼荼羅一幅 (日頂上人御形木写) (十九丁裏)
- ⑤ 大曼荼羅一幅 (上総妙本寺靈宝之内) (二十丁表)
- ⑥ 不動愛染感見記 (二十一丁裏～二十二丁表)
- ⑦ 聖人御系図御書 (二十三丁表～二十五丁裏)
- ⑧ 身延五世日台聖人夢想記 (二十六丁)
- ⑨ 讓渡 春乙丸 (二十七丁)
- ⑩ 題目点図一通 (二十八丁表)
- ⑪ 八吉祥神咒経 (三十二丁表～三十七丁裏)

瑞光寺本はこれら①から⑪までの内容がすべて一筆で、遠沾院日亨(一六四六～一七二二)の自筆と極めて酷似し

た筆致で記されている。このうち①⑦⑧⑨⑪では、それぞれの史料を書写するだけでなく、「亨私云」として、日亨自身による私釈が加えられている。広本には④と⑪を欠くが、その他の内容については瑞光寺本と構成を同じくし、③「正中山法花経寺御霊宝目録」、⑧「身延五世日台聖人夢想記」および⑨「讓渡 春乙丸」は、藤井教雄編『御本尊鑑 遠沾院日亨上人』²⁾において、広本の当該箇所影印・翻刻が紹介されている。しかし、⑦「聖人御系図御書」については、広本が底本として拠った日禪書写本においてすでに「亨私云」以下の日亨注記箇所が省略されており、本文についても藤井教雄編『御本尊鑑 遠沾院日亨上人』に載録されていない。したがって、⑦「聖人御系図御書」の本文並びにそれに対する日亨の私釈は未公開史料であり、特に後者の日亨注記箇所は新出史料といえる。

この「聖人御系図御書」を含む⑦から⑩の史料は、身延山伝来の古記録であり、正徳二年（一七一二）冬に改められた日亨『西土蔵宝物録』（以下、『亨師目録』と記す）において、いずれも第四長持の中にその存在を確認することができる。当該箇所を記すと次のようになる。

- 一 宗祖系図（二通／朝師筆）箱入（他巻）「此式／通合而一卷也／但次下同系図一軸下有之も／右ノ一卷ノ内ニ合ス」
- 一 同系図一軸 朝師筆
- 一 波木井日円讓狀一軸
- 一 日円并当山代々讓狀等一軸 二軸同箱入
- 一 日円讓狀二通、日向師讓狀二通、日向師撰折二門一通、日進師制法二通
- 一 日善師讓狀一通

深草瑞光寺所蔵『宗祖一代本尊鑑』(二)(桑名法晃)

一 日台師夢記之写 日意師筆 箱入

一 日興聖人書札之写 日意師筆 箱入

一 題目点画 朝師筆 一軸

一 波木井代々名帳 朝師筆 一軸 二軸箱入

(十四丁裏、十五丁表)³⁾

傍線は瑞光寺本と共通する史料に筆者が私に引いたものである。「宗祖系図」「同系図」が⑦「聖人御系図御書」に、「日田并当山代々讓状等一軸」中の「日善師讓状」が⑨「讓渡 春乙丸」に、「日台師夢記之写」が⑧「身延五世日台聖人夢想記」、日朝筆「題目点画」が⑩「題目点図」に該当する。目録記載の順と瑞光寺本載録の順とは、⑨と⑧が入れ替わっていることがわかる。また、右目録中にみられる「日興聖人書札之写」は、同目録二十丁の表裏にわたって記されており、日亨が目録を整理する中で、その内容についても記録していたことがうかがえる。⁴⁾

なお、瑞光寺本の⑦から⑩の諸記録および『亨師目録』中の「日興聖人書札之写」は、いずれも奇数丁の頭から書写されており、瑞光寺本の法量が縦二九・九センチメートル、横二一・六センチメートルであるのに対して、『亨師目録』は縦二九・七センチメートル、横二一・四センチメートルとほぼ同じ大きさである。

三、『聖人御系図御書』について

『聖人御系図御書』は、『昭和定本日蓮聖人遺文』(以下、『昭定』と記す)第三卷に収録される「御遺文」であり、⁵⁾日蓮聖人自ら先祖の系図を記した形を取っている。文永元年(一二六四)八月十四日、日蓮聖人四十三歳の述作とさ

れるが、真蹟は伝わっていない。本書は、加藤文雅編『日蓮聖人御遺文（縮刷遺文）』続集にはじめて収録されたが、文雅師が「此書は古写本の中より得しなり疑点少なからずと雖も所感ありて茲にその古証と共に入録し奉る」と記すように、古写本からの載録であり、次の奥書を有している。

長享二年戊申七月日奉写之六十七日朝判

此系図説与化道記上初・小湊系図・大系図・長祿寛正記・薩埵略伝説大異。此御筆真偽更詳。年代干支等相違有之。如別記云云。配流の因縁も長祿寛正記説小異也。⁶⁾

この奥書の内容については後述するが、これによれば、身延山第十一世行学院日朝（一四二二〜一五〇〇）が長享二年（一四八八）七月、六十八歳の時に本書の書写を行ったことがわかる。

『昭定』所収の本書は本文四行と短編だが、その内容として、河内守道行の末葉である遠江貫名五郎重実に三人の子があり、嫡子は貫名仲太、次男は仲三、三男は仲四、日蓮聖人は仲三の子であること、所領上の紛争で度々上奏したが下知なく、ついに合戦となり、一族の多くは滅亡し、日蓮聖人の父は安房国東条片海に流されたことが記されている。

(一) 先行研究における『聖人御系図御書』の位置づけ

まず先行研究における本書の位置づけ・評価を確認しておきたい。

浅井要麟師は「日蓮聖人家譜の研究」において、『聖人御系図御書』を『法華本門宗要鈔』と並び諸多の系図の母体になったもの、それらを生ずるに至った根本史料と位置づけている⁸⁾。しかしその内容については、七つの点を挙げ、偽作であることを断じている。本書の内容に関する問題点については後に譲るが、本書の伝来に関して、浅井要麟師は次の二点を指摘している。

へ、この書は古来録内及び録外の編纂に漏れたるのみならず、他受用御書、身延録外、三宝寺御書、本満寺御書、妙蓮寺御書、御書統集等の何れにも、未だ曾て収録されなかつたものを、明治三十七年に至つて、加藤文雅が初めて縮刷遺文録に載録さるる所である。しかし師自らもこの書の伝来を疑つて「此書疑点少からずと雖も、所感あつて茲にその古証と共に入録し奉る」と付言されてゐるほどである。

ト、この書の奥書には、「此系図説与三化道記上初、小湊系図、大系図、長祿寛正記、薩埵略伝説^ト大異。此御筆真偽更詳^ニ。年代干支等相違有^レ之。如^シ別記」と附記されてゐる。この書の成立に対して疑惑を懐くのは、独り今人のみではない¹⁰⁾。

本書は近代に至つて初めて日蓮聖人遺文として載録され、その存在が知られるようになったが、「御遺文」として載

録した加藤文雅本人も本書の伝来については疑いをもっていたこと、また奥書にみられるように、本書の成立には先師も疑念を抱いていたことが強調されており、本書の伝来については不明な点が多いことがわかる。

本書は寛正二年（一四六一）成立の本成房日実『当家宗旨名目』に、その書名・引用がみられることから、少なくとも寛正二年以前には成立していたことが知られる。ただ、その成立時期については、布教政策的な態度と門閥崇拜の思想とが宗門意識と結びつき日蓮聖人滅後早い段階において成立したものと推測する浅井要麟師の説や、室町中期頃の偽作とする新倉善之師の説¹²などがあり、伝来とともに定かではない。

また、日朝写本の存在については、「行学院日朝が書写した転写本が伝存する」と『日蓮聖人遺文辞典 歴史篇』では述べられているが、これに対して「御書システム」では、「編者加藤文雅が「此書は古写本の中より得しなり……」と記して日朝写本としていないこと、奥書の「此系図……」以降には、本書と日朝の『元祖化導記』の説とが相違することが述べられており、これは日朝写本を転写した筆者の感想と見られることなどを勘案すると、伝来するのは日朝写本を転写した古写本ではないかと思われる¹⁴」と記している。これは重要な指摘となるが、日朝写本および転写本の存在についてもやはり未詳である。

（二）瑞光寺本『聖人御系図御書』の本文

このような問題を踏まえた上において、次に瑞光寺本取載『聖人御系図御書』の内容について検討を進めていきたい。まず、遠沾院日亨が行学院日朝の写本を書写した『聖人御系図御書』の本文を、『昭定』所収本との対比の上に記すと次のようになる。

瑞光寺本『聖人御系図御書』

△聖人御系図御書

自_二神武_一四十五代聖武天皇治二十五年^{首論}、和銅七年^{戊申}五月七日立_三春宮_二給、神龜元年^{子甲}二月四日御即位、勝宝元年^丑御位仰喜天皇奉_レ讓、自_二仰喜天皇_一至_二第五皇子_一、号_二井徳親王_一、御子二人在_レ之、一人者勸学宮、一人者_二鯉_一大臣也、孝謙天皇御宇始成_二臣下_一、其故在_レ之、孝謙天皇之御宇他国_二日本討隨_一云、其將軍_二ハタエ將軍号_一、爰討手_二鯉大臣_一給、其時大臣_二三国云姓給_一、河内守道行号、神龜八年^{辛未}九月十三日、他国行向_レ、達_二本望_一、敵四方退散、天下安穩、政事直、此勸賞_一至_二大政大臣_一撰政関白思様ナルヘシト云ヘトモ、文武_二道中_一、乱世則以_レ武為_二第一_一、此故不_レ至_二大政大臣_一——、只地下_二身在_一、君守護奉所勸賞、大国アマタ賜、遠江国、子孫マテ御約束深、河内守通行末葉遠江貫名五郎重実云マテハ十一代也、重実其子三人在_レ之、嫡子貫名仲太、次男仲三、同_二三男仲四_一是也、依_二所領相論_一、度々上訴給_二ト云ヘトモ、依_レ無_二

現行本『聖人御系図御書』(『昭定』二〇四五頁)

自_二神武_一四十五代聖武天皇

河内守通行末葉遠江貫名五郎重実と云までは十一代也。重実其子三人有_レ之。嫡子貫名仲太、次男仲三、同_二三男仲四_一是也。依_二所領相論_一、度々上奏致と云、ども、依_レ無_二

其下知「合戦ゴウセンイタシ、一族イツク亡事多シレ之、然間配所安房国
東条片海トウジョウヘ云所被レ配畢、次男仲三ノ其子日蓮是也、

文永元年八月十四日

日蓮在御判

長亨マツ二年戊申七月日奉写之六十七日朝在判

【凡例】

* 字体は原則として常用漢字、それ以外は正字を用いた。

* 返り点・送り仮名・振り仮名は底本の通りに示した。

* 本文には読点をつけた。

* 瑞光寺本を上段、現行本を下段に配し、両本の記載内

容を対照させるため、私に改行を行った。

其下知「合戦ゴウセンいたし、一族イツクを亡事多シレ之。然間配所安房国
東条片海トウジョウヘと云所へ被レ流畢ル。次男仲三ノ其子日蓮是也。

文永元年八月十四日

日蓮花押

* 各丁表・裏の終わりを、「・」で示した。

* 相違箇所を太字かつ棒線を引いて示した。

右の対照より一見してわかるように、瑞光寺本収載『聖人御系図御書』は、現行本とはその分量を大きく異にしている。しかしその一方で、両本の本文をみると、その相違箇所は僅か二字と僅少であり、ほぼ一致していることがわかる。両本ともに本文の冒頭および末尾は合致しているが、現行本は「自神武四十五代聖武天皇」十一字の後、一字分の空白を挟んで「河内守通行」へと続いており（『縮統』も同様）、瑞光寺本にみられるこの間の文を欠いている。なお加藤文雅編『日蓮聖人御遺文（縮刷遺文）』続集（以下、『縮統』と記す）では「花押」を「在御判¹⁵」と記してお

り、瑞光寺本に一致し、また『縮統』では、さらに奥に「長享二年戊申七月日奉写之 六十七 日朝 判」云云とあることから、末尾も瑞光寺本と一致する。

では、瑞光寺本収載『聖人御系図御書』、すなわち日朝の直筆を以て転写した日亨書写本と現行本の、このような相違をいかに考えるべきであろうか。

この問題を考えるにあたって、次に瑞光寺本の「亨私云」の記述についてみていきたい。

(三) 『聖人御系図御書』に対する日亨の注記

瑞光寺本では日朝写本の書写に続けて、「亨私云」としてさらに次のように、日亨の本書に対する解説並びに種々の疑点を書き連ねられている。

亨私云、延山蔵此系図朝師筆二軸有之、文言全同、一本神龜八年辛未消脇勝宝八年丙申有之、此御真筆何方有之耶、録外不載之、更檢、

○註云諱首、然神武天皇已來皆有諱、今云レ首更諱

此書不審多之、○和銅非聖武御代年号、人王第四十三元明天皇年号也、和銅元年戊申也、非七年、七年甲寅也、年代記中卅九往考、同上七云、聖武天皇和銅七年為皇太子、時年十四已、然此書戊申二字誤也、可作甲寅、神龜元年甲子年二月四日即位、年代記中四十同之、勝宝元年己丑天平勝宝元年己丑也、

仰喜天皇者、此名未檢、第四十五聖武、第四十六孝謙也、年代記中四十二丁此仰喜者指孝謙天皇歟、若余下別挙孝謙更詳、奉讓者、此奉字不審也、孝謙天皇無子、至第五皇子者、指養子歟、更詳、

井德親王并勸学宮・鯁大臣、更詳、統日本記王代一覽「年代記等不見此名、又鯁字檢^{スルニ}字書無之、倭字歟、
 作字歟、更詳、又孝謙之謙作^レ鎌^ニ又誤也、ハタエ^ヲ將軍者更檢、上云他国此名似^{タリ}倭名、鯁大臣賜^ニ三國姓一^ニ河
 内守通行并退^ケ夷敵^ヲ賜^ニ大國等^ノ事、更檢、統日本記等不^レ挙^レ之、彼^ニ少事猶記^ス之、此大功勳事有^レ之者、何不^レ挙^レ
 之耶、又神龜八年辛未九月十三日者、神龜年号聖武天皇踐祚最初年号、在^ニ孝謙御治世廿五年前^ニ、今為^ニ孝謙時^ニ
 甚^タ不^レ審也、又神龜五年改元、今云八年又不^レ審也、又脇書云勝宝八年丙申、是孝謙年号也、年代記申四十二丁、
 然此年退^レ敵之事統日本紀等不^レ見^レ之、又可^レ至^ニ大政大臣撰政闕白者^ニ、是亦高上過多也、又重実其子三人有^レ之
 者、化導記上二丁云、然重実二人子有、長男不^レ知^レ之、一次男貫名次郎重忠五人子有^レ之、一藤太、二幼少^ニ死^レ、
 三仲三郎、四元祖聖人也、五藤平云々、系図^ニ重実三人子名列^レ之、化導記云二人、又云長男不^レ知^レ之、又以^ニ
 仲三^ニ為^ニ元祖兄^ニ、系図^ニ為^ニ慈父名^ニ、若系図分明^{ナラハ}者化導記何不^レ依^レ之耶、又何異說不^レ挙^レ之耶、又安房国配流^ノ所
 以、化導記上云三平家乱、長祿寛正記^ニ日親上人說云^下与^ニ力伊勢平氏^ニ故^上、小湊系図云^ニ人王八十五代土御門
 院御宇建仁三年五月七日房州小湊流人、今系図云^ニ所領相論故^ニ○大相違、更詳、又大系図・小湊系図・長祿寛
 正記等云^ニ藤原之裔^ニ、此系図并註画讀云^ニ聖武天皇之裔^ニ、更詳、
三國氏
 統日本記・聖武紀從^ニ第十二^ニ至^ニ第十七^ニ、孝謙紀從^ニ第十八^ニ至^ニ第二十一^ニ、孝謙重祚名^ニ称德天皇^ニ、從^ニ第二十六^ニ至^ニ
 第三十一^ニ、此中不^レ見^ニ系図所列^ノ事、更檢、勝宝八年丙申紀統日本紀第十九^ニ十六^ニ都無^ニ此事、又王代一覽^ニ三十聖
 武、同^ニ孝謙、同^ニ称德^ニ下亦無^ニ此事、更詳、』

【凡例】

- * 字体は原則として常用漢字、それ以外は正字を用いた。
- * 返り点・送り仮名・振り仮名は底本の通りに示した。
- * 傍書・○による字句の挿入は、底本の通りに示した。
- * 本文には読点・並列点をつけた。
- * 底本の通り改行はせず追い込んだ。
- * 各丁表・裏の終わりを、「・」で示した。
- * 編者の注記は()で括った。
- * 日亨が参照した日蓮聖人の伝記類については書名を太字で示した。

まず、『亨師目録』記載のごとく身延山には行学院日朝筆の本系図が二軸あること、それらは文言を同じくすることが記されている。しかし、日蓮聖人の御遺文として伝わる本系図に対して、その真筆の所在、録外にも載録されなかったことを疑点として挙げ、さらによく調べる必要性のあることを記している。そしてここから、この書には不審が多いことを詳述し、日蓮聖人の「家系」「安房国配流の理由」「源流」については、他の伝記類の説と対照してその内容に検討を加えている。ここに挙げられたものは、『元祖化導記』『日蓮聖人註画讚』『蓮公薩埵略伝』『長祿寛正記』『小湊系図』『大系図』であり、本系図の説とその内容を異にすることを指摘しているのである。

日蓮聖人の「家系」については、行学院日朝が文明十年(一四七八)に著した『元祖化導記』の説を引用した上で、『元祖化導記』は重実の子を二人とすること、その次男重忠には五人の子があつて、第三子を仲三郎、第四子を日蓮聖人とするのに対して、『御系図御書』は重実の子を三人とし、『元祖化導記』では兄とする仲三を慈父の名としていることを挙げ、『御系図御書』に疑義がなければなぜ本書の書写者である日朝がこの説を用いなかったのか、また、なぜ

異説として本書の説を挙げなかったのか、これらの点について指摘している。

「安房国配流の理由」については、『元祖化導記』『長祿寛正記』『小湊系図』『蓮公薩埵略伝』の説をそれぞれ記し、本『御系図御書』が所領を巡る争論のゆえの配流とすることと大いに異なることを述べ、「源流」については、『大系図』『小湊系図』『長祿寛正記』等では「藤原氏の末裔」とするのに対し、本『御系図御書』および『日蓮聖人註画讃』は「聖武天皇の末裔」とすることについて、配流の理由と同じく「更詳」と、さらに詳しく明らかにしていくべきことを述べている。

その他、年代や干支に対する誤りの指摘、『続日本紀』等の史書との対照の上に史実になき記述への疑難などもみられ、日亨が自ら書写した史料の内容にまで言及し、綿密な考証を行っていたことがわかる。¹⁶⁾

(四) 現行本『聖人御系図御書』の底本

以上の点を踏まえた上において、先行研究における本書の伝来に関する問題点、並びに瑞光寺本と現行本との相違について検討を加えていきたい。

先引の「縮統」が拠った古写本が有する奥書に改めて着目すると、そこには、①『聖人御系図御書』の説と『元祖化導記』『小湊系図』『大系図』『長祿寛正記』『蓮公薩埵略伝』の説とが大いに異なること、②この御書の真偽についてはさらに明らかにする必要があること、③年代や干支等の記載についても事実と相違があること、④安房国配流の理由についても『長祿寛正記』の説と少しく異なること、この四点が挙げられ、またこれらの相違箇所指摘については「如別記云云」とあることから別に記したものが存することがうかがえる。

そこで、この奥書記載の諸点と前項で確認を行った日亨の注記内容とを併せ考えると、次の点が指摘できよう。

・古写本奥書で『聖人御系図御書』との相違が指摘される諸伝記類が、日亨が対照し考察を行ったそれとすべて一致すること。

・古写本奥書で挙げられる相違点が、いずれも日亨が疑点・相違点として論じていることと一致すること。

・「更詳」という表記も、日亨が注記箇所において多用している表現であること。

・「別記の如し」云々と記されたことから、他に詳細な記述があったことが予想されること。

・また、古写本の本文(現行本も同)のみでは、「年代干支等相違有之」とある年代・干支の問題が述べられていないこと。

以上の諸点から、古写本奥書は、日亨の注記を簡潔に要約したものであり、「如別記」とは日亨の私積を指すものと考えられよう。古写本の書写者はもとこの『聖人御系図御書』の記載内容すべてを書写することを目的とせず、まず御書本文の冒頭十一字を書き写した後、以下省略して末尾数行を書写し、本文に続く日亨の注記箇所についても要点のみを簡略にまとめたものと考えられる。現行本と瑞光寺本収載の『聖人御系図御書』本文の相違については、このような事由が認められ、『縮統』の拠った古写本は、瑞光寺本系統の写本を底本としていたことが指摘できよう。

『縮統』の拠った古写本がどこに所蔵されていたものかは、その記載がないため定かではないが、瑞光寺系統本の写本は、正徳四年(一七一四)時点で少なくとも日亨自筆本と日禪書写本三本の計四本が存在していたことから、その

いずれか、あるいはさらに転写された写本に拠ったものと考えられる。

(五) 『聖人御系図御書』と『当家宗旨名目』との関係

『聖人御系図御書』は先述の通り、寛正二年（一四六一）成立の『当家宗旨名目』に、その書名・引用が確認されるが、『当家宗旨名目』所引の『聖人御系図御書』と現行本とは相違がみられることが、先行研究において指摘されている。

・宗旨名目の記述が系図御書に依つたことは、その文面に明かなるのみならず、更に進んで系図御書を敷衍したものである。⁶⁷

・『当家宗旨名目』は、『系図御書』を文字通り御書として用いつつ、三国通行の他国征伐を描いて聖人の蒙古退治と重ね合わせるなど、さらに伝説を膨らませているのである。⁶⁸

いずれも、『当家宗旨名目』は『聖人御系図御書』を御書として用い、その説に拠っているが、『聖人御系図御書』には記載のない内容をも独自に付加し、日蓮聖人の家系について伝説をふくらませ展開しているとの指摘である。

しかし、これまでの考察から、従来『当家宗旨名目』と対照が行われてきた『昭定』所収の『聖人御系図御書』は本文の半分以上を欠いていることがわかり、『当家宗旨名目』所引の内容については改めて検討を行う必要がある。

そこで、瑞光寺本収載の『聖人御系図御書』と『当家宗旨名目』における当該箇所との対照を行うと次のようになる。

瑞光寺本『聖人御系図御書』

△聖人御系図御書

自_ニ神武_一四十五代聖武天皇治_ニ二十五年_一首_首讀、和銅七年_申戊五月七日立_ニ春宮_一給、神龜元年_甲子二月四日御即位、勝宝元年_丑己御位仰喜_ヲ天皇奉_レ讓、

自_ニ仰喜_一天皇至_ニ第五皇子_一、号_ニ井德親王_一、御子_ニ二人在_レ之、一人者勸学宮、一人者鱧大臣也、

孝謙天皇御宇始成_ニ臣下_一、其故在_レ之、孝謙天皇之御宇他_{ヨリ}日本討隨_一云、其將軍ハタエ將軍号、爰討手鱧大臣_ニ給、其時大臣_ニ三國云姓給、

河内守道行_{ミチユキト}号、神龜八年_辛未九月十三日、他_ニ国行向_テ、達_ニ本望_一、敵_ニ四方退散_ス、天下安穩_ニ、政事直_シ、此勸賞_ニ至_ニ大政大臣_一撰政関白思様ナルヘシト云ヘトモ、文武二道中、乱世則以_レ武為_ニ第一_一、此故不_レ至_ニ大政大臣_一、

元禄八年版本『当宗宗旨名目』

自_ニ神武_一四十五代聖武天皇天下治_ニ給事_一廿五年也、其後仰喜_ニ天皇奉_レ讓、

人皇四十五代聖武天皇天下治_ニ給事_一廿五年也、其後仰喜_ニ天皇奉_レ讓給、

此天皇_{ヨリ}第五王子井德親王_ト申、御子_ニ二人御座也、一人勸学宮、一人鱧大臣申也、

四十五代王_ヲ孝謙天皇申也、此王付始臣下_ニ成玉也、此孝謙天皇御時他_{ヨリ}国計スル、其時他_ニ国將軍ハタエ將軍云也、爰此討手鱧大臣仰給也、其時大臣_ニ三國云姓給、

河内守通行名乘也、神龜八年_辛未九月十三日他_ニ国向本意遂_テ敵_ニ四方退散_ス也、其時勸賞思様可_レ成宣、

只地下身^{ノニシテ}在^リ、君守護奉^{シル}所勸賞^{ニハ}、大国アマタ賜^ル、遠江国^ハ、子孫マテ御約束^シ、

河内守通行末葉遠江貫名五郎重実^{シテサネト}云マテハ十一代也、重実其子三人在^レ之、嫡子貫名仲太、次男仲三、同三男仲四是也、依^ニ所領相論^ニ、度々上訴給^テ、^{奏致}ハルト云ヘトモ、依^レ無^ニ其下知^一、合戦イタシ一族亡事多^シ之、然間配所安房国東条片海^ト云所被^レ配畢、

次男仲三其子日蓮是也、

文永元年八月十四日 日蓮在御判

*『当家宗旨名目』は身延山大学附属図書館所蔵本に拠り、本文には読点をつけた。
* 諸本の記載内容を対照させるため、私に改行を行った。

瑞光寺本『聖人御系図御書』と『当家宗旨名目』の当該箇所を対照すると、字句が異なる部分も多いが、その内容は概ね一致する。先行研究において『聖人御系図御書』記述の伝説を敷衍し、『当家宗旨名目』が独自に付加した内容

深草瑞光寺所蔵『宗祖一代本尊鑑』(二)(桑名法晃)

只地下身^{ノニシテ}君守護奉^{シル}ヘシトテ勸賞^{ニハ}大国数多給^{ハル}也、中遠江国子孫迄^ト御約束也、

河内守通行末葉遠江守貫名五郎重実云迄^ハ十一代也、此重実其子三人有^レ之。嫡子貫名仲太、次男仲三、三男仲四也、所領論程其下知ナキニ依^テ合戦^ヲ出一族滅^ル候、去間第二仲三安房国東条片海云外流畢、

仍日蓮大聖人此仲三御子御座也、

依之三国遠江又キナ仲三繼^ト有^レ之也、此事系図御書見、彼御書能々可奉習者也、其御書曰次男仲三其子日蓮是也、
文永元年八月十四日日蓮在御判云々⁽¹⁹⁾

として指摘された三国通行の他国征伐の事などの内容についても、日朝写本にはすでに存していたことが確認できる。『当家宗旨名目』には、この版本とは異本の写本が身延文庫に伝わっている(身延山久遠寺第十三世宝聚院日伝(一四八二—一五四八)の所持銘を有する)が、そこに引用される『聖人御系図御書』の内容もやはり瑞光寺本『聖人御系図御書』とは文言の異なりが多く認められ、写本よりも版本の記述の方が瑞光寺本と合致する箇所が多い。²⁰日朝の書写は、『当家宗旨名目』の成立より二十七年後のことであり、『当家宗旨名目』を参照していた可能性は必ずしも否定できないが、文言の相違も多くみられることから、日朝・日実ともに当時流布していた御書『聖人御系図御書』に拠り、それぞれ書写・引用を行ったものと考えられよう。

『当家宗旨名目』は奇瑞や伝説的要素を多く取り入れていることが指摘されているが、『聖人御系図御書』についていえば、日実は『聖人御系図御書』を文字通り御書として用い、本文記載の内容をそのまま引用したものといえよう。

四、おわりに

以上、本稿では、京都深草瑞光寺所蔵『宗祖一代本尊鑑』収載の『聖人御系図御書』に着目し、その本文並びに「亭私云」の注記について史料紹介を行うとともに、現行本との相違および現行本の底本について、また先行研究において指摘される『当家宗旨名目』との関係について考察を行った。

日亨は日蓮聖人真筆大曼荼羅の臨写を行ったことで著名であるが、諸山伝来の真筆大曼荼羅を書写するだけでなく、それらを系年順に配列したり、収集した大曼荼羅の表記の違いに着目し私釈を加えていた。²²今回考察を行った『聖人御系図御書』においても、単に諸山所蔵の諸史料を書写するということに留まらず詳細な検討を行っており、そこに

は文献学的考証を行うという意図を有していたことが認められよう。また、『聖人御系図御書』に対する私釈では、年号・干支について詳細に検討し、その誤りや不審な点を指摘していることをはじめ、史書や日蓮聖人の諸伝記類等と比較対照し考察を行っていることが見て取れ、日亨の学匠としての側面をはっきりと認識することができる。⁽²³⁾

また、瑞光寺系統本の流布については、前稿において『妙宗先哲本尊鑑』等後世の大曼荼羅研究に対して大きな影響を与えていたことを述べたが、『聖人御系図御書』においても日亨の私釈を有する書写本が、『昭和定本』所収の現行本の底本となるなど後に影響を与えていたことがわかり、『宗祖一代本尊鑑』の有する史料的价值の高さを改めて指摘することができよう。

注

- (1) 拙稿「深草瑞光寺所蔵『宗祖一代本尊鑑』(二)―遠沾院日亨『御本尊鑑』との関連を中心に―」(『身延山大学仏教学部紀要』第二十一号、二〇二〇年)。
- (2) 藤井教雄編『御本尊鑑 遠沾院日亨上人』(身延山久遠寺、一九七〇年、一九九九年再版)。「正中山法花経寺御霊宝目錄」は一九四〇―一九六頁に、「身延五世日台聖人夢想記」は二〇五―二〇七頁、「讓渡 春乙丸」は「讓状」として二〇七―二〇九頁に収録される。
- (3) 日亨の『西土蔵宝物録』は、望月真澄・木村中一編『身延山資料叢書二 目錄集二』(身延山大学東洋文化研究所、二〇一二年)に拠った。同書五〇頁。
- (4) 望月真澄・木村中一編『身延山資料叢書二 目錄集二』五五―五六頁。
- (5) 立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』改訂増補版(総本山身延久遠寺一九八八年)二〇四五頁。
- (6) 加藤文雅編『日蓮聖人御遺文(縮刷遺文)』続集(祖書普及期成会、一九〇四年)二〇六頁。
- (7) 右同。『昭定』二〇四五頁にも注記される。

- (8) 浅井要麟『日蓮聖人教学の研究』(平楽寺書店、一九四五年)所収。初出は『大崎学報』第八三号、一九三三年。
- (9) 浅井要麟『日蓮聖人教学の研究』五〇九頁。
- (10) 右同五一一頁。
- (11) 右同五一二〜五一一三頁参照。
- (12) 新倉善之「日蓮伝小考」「日蓮聖人註画讚」の成立とその系譜(『立正大学文学部論叢』第十号、一九五九年)では、「室町中期頃には非常に家系と云うものが重視された時代であり、日蓮の名声と共に彼の俗系についてもこの頃を起点として注目され出したであろうことは容易に推察しうるものであって、恐らくこの期に偽作されたものが『聖人御系図御書』ではないかと思われる」(二二七頁)としている。
- (13) 立正大学日蓮教学研究所編『日蓮聖人遺文辞典 歴史篇』(総本山身延山久遠寺、一九八五年)五五二頁。
- (14) 「御書システム」二〇二〇年版『聖人御系図御書』解題。なお、日朝が文明十年(一四七八)九月に著した『元祖化導記』では、『聖人御系図御書』とは異なる系図内容が「或記」として引用されていることの指摘は、浅井要麟『日蓮聖人教学の研究』五〇五頁、立正大学日蓮教学研究所編『日蓮聖人遺文辞典 歴史篇』五五三頁にみられ、これらを受けての言である。
- (15) 加藤文雅編『日蓮聖人御遺文(縮刷遺文)』続集二〇六頁。
- (16) 日亨の挙げる疑難は、本文中でも少しく触れた浅井要麟『日蓮聖人教学の研究』にみられる『聖人御系図御書』の内容に対する疑点と共通するものがみられ、日亨が文献学的考察を行っていたことがしられる。
- (17) 浅井要麟『日蓮聖人教学の研究』五〇五頁。棒線は筆者が私に付したものである。
- (18) 川上大隆・都守基一「本成房日実著『当家宗旨名目』の翻刻」(『日蓮仏教研究』第五号、二〇一三年)一五〇頁。棒線は右同。
- (19) 『当家宗旨名目』十八丁裏〜十九丁表。
- (20) 身延文庫所蔵『当家宗旨名目』の本文については、川上大隆・都守基一「本成房日実著『当家宗旨名目』の翻刻」二三四頁を参照。
- (21) 川上大隆・都守基一「本成房日実著『当家宗旨名目』の翻刻」一五一頁。

(22) 拙稿「深草瑞光寺所蔵『宗祖一代本尊鑑』(二) — 遠沾院日亨『御本尊鑑』との関連を中心に —」参照。瑞光寺本の内容構成①「四天大王」についての詳細は別稿に譲る。

(23) 瑞光寺本収載の身延山伝来史料、⑧「身延五世日台聖人夢想記」および⑨「讓渡 春乙丸」に対しても、日亨の私積があり、特に⑨に対しては、やはり年代の表記を問題点として取り上げ、さらに詳らかにすべきことを指摘している。

(24) 拙稿「深草瑞光寺所蔵『宗祖一代本尊鑑』(二) — 遠沾院日亨『御本尊鑑』との関連を中心に —」参照。

〈付記〉

小稿作成にあたり、史料の調査と翻刻紹介を許可して頂いた、元政庵瑞光寺第十五世川口智康上人の格別の御芳情に甚深の謝意を表します。

〈キーワード〉日蓮、日朝、日亨、御書、御遺文、身延山、身延文庫